

中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟
会員議員 各位

平成31年度税制改正で 個人事業者向け事業承継税制の創設が実現！

本議員連盟も発足から 1 年が経ちました。会員議員におかれては、議連の活動にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度税制改正では、法人の事業承継税制の抜本拡充という大きな成果を上げることができました。しかし、個人事業者が事業承継する際に課される相続税・贈与税については軽減策がなく、この課題は先送りされてきました。

そのため、本議員連盟では、去る11月15日に「個人事業者の事業承継を円滑化する税制の創設を求める提言」をまとめ、一刻も早い課題解決に取り組んできました。その結果、この度決定された平成31年度税制改正大綱において、まさに提言の内容に沿った形で、個人事業者向け事業承継税制の創設が盛り込まれました。

創設される制度は、提言の内容を踏まえ、10年間の時限措置として、法律の認定を受けた個人事業者には、事業に使用する土地、建物、機械、器具備品等に課される相続税・贈与税を100%納税猶予するという画期的な制度です。

我が国の中小・小規模事業者は約 358 万者ですが、個人事業者はその半分以上を占めます。法人よりも多い個人事業者がいてこそ、地域の経済、コミュニティが成り立っています。今後はこの新しい制度をしっかりと活用し、地域の担い手である個人事業者が安心して商売を続けられるよう、後押しすることが必要です。

参考として、中小企業庁が作成した説明資料をお届けしますので、会員各位におかれては、これらを活用しつつ、是非ご地元で本件を広く周知していただき、活用を薦めていただきたいと思います。まさに、使われてこそその税制です。

今後も議員連盟の活動について、御協力のほどよろしく願いいたします。

中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟
会長 松本 純

【問合せ先】事務局長 木原 誠二
(電話:03-3508-7169)